

1 期分の対象要件等

1. 対象サービス対象	2. 支給額	3. 支給対象（（1. 対象サービス）の事業所等のうち、以下の項目に該当。）
(通所系等) 療養介護 生活介護 自立訓練（機能訓練、生活訓練） 就労移行支援 就労継続支援（A型、B型） 就労定着支援 自立生活援助 児童発達支援 医療型児童発達支援 放課後等デイサービス 短期入所	自動車1台当たり 6,300円 自動二輪車及び 原動機付き自転車 1台当たり 1,200円	<p>大阪府内において、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する障がい福祉サービス（以下「サービス」という。）を提供している事業所を運営する法人又は開設者であること。</p> <p>○令和4年4月1日から同年6月30日までの間（以下、「対象期間」という。）、利用者の送迎、利用者宅への訪問を実施し、サービスを提供していること。ただし、対象期間において、新規に指定を受けた事業者及び休止していたサービスの提供を再開した事業者についても支給対象とする。ただし、以下の1～3のいずれかに該当すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 令和4年4月1日以前に指定、4月中に新規指定もしくは休止から再開した場合 <ul style="list-style-type: none"> 4～6月の間、ひと月の半分以上（※）についてサービスを提供。 かつ、3か月継続してサービスを提供し、その提供にあたり申請する自動車等を使用している。 令和4年5月中に新規指定、もしくは休止から再開した場合 <ul style="list-style-type: none"> 5～6月の間、ひと月の半分以上（※）についてサービスを提供。 令和4年6月中に新規指定、もしくは休止から再開した場合 <ul style="list-style-type: none"> ひと月の半分以上（※）サービスを提供し、その提供にあたり申請する自動車等を使用している <p>（※：指定日（休止から再開した日を含む。）の属する月は、指定日から当該月の末日までの間の半分以上とする。）</p> <p>○令和4年7月1日において、事業所として指定され、「対象事業所」に掲げるサービスを提供していること。</p> <p>○事業者がサービスを提供するにあたって、対象期間に事業者が所有する自動車等を使用し、当該自動車等に使用したガソリン及び軽油にかかる費用を事業者が負担していること。（※個人所有（法人代表者所有も含む。）は対象外。法人が所有する自動車等が対象となります。）</p>
(訪問系等) 居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 居宅訪問型児童発達支援 保育所等訪問支援 相談支援 (地域移行、地域定着、計画相談、障がい児相談)	自動車1台当たり 3,600円 自動二輪車及び 原動機付き自転車 1台当たり 1,200円	<p>○事業者がサービスを提供するにあたって、対象期間に事業者が所有する自動車等を使用し、当該自動車等に使用したガソリン及び軽油にかかる費用を事業者が負担していること。（※個人所有（法人代表者所有も含む。）は対象外。法人が所有する自動車等が対象となります。）</p>